

ながの宅建

■発行所／(一社)長野県宅建物取引業協会・(公社)全国宅建物取引業保証協会長野本部
〒380-0836 長野市南県町999-10 TEL026-226-5454代 FAX026-226-9115 <http://www.nagano-takken.or.jp>
■発行人／朝倉 平和 ■編集人／広報啓発委員会 ■印刷人／博光印刷株式会社

CONTENTS

■平成26年度税制改正大綱のポイント	2
■信州人に聞く(移住者の体験談)・わが社のアイドル(中信支部)	7
■レインズ・住一むずよりお知らせ	8
■事例研究(最近の判例から)	10
■ハトチャン(業者研修会)	12
■お知らせ(子どもを守る安心の家)	13
■ためになる最新情報(楽園信州ファンクラブ)	14
■支部だより(上小・更埴支部)	16
■長野県警察本部よりお知らせ	17
■2年間の委員会活動を振り返って	20
■新入会員紹介	22
■事務局からのお知らせ	23
■観光スポット・編集後記	24

■平成26年度税制改正大綱のポイント ■2年間の委員会活動を振り返って

住まいをお探しの方は、県内最大の
業者団体が運営する物件検索サイト「住一むず」へ

<http://sumuz.jp>

信州・住まい探しの「住一むず」
ポータルサイト
長野県宅建協会

平成26年度税制改正大綱のポイント

1. 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長

新築住宅に係る固定資産税を3年間（マンションについては5年間）2分の1に減額する特例措置の適用期限が2年間（平成28年3月31日）延長されます。

（新築住宅に係る固定資産税の減額措置）

①一般の住宅：3年間 税額1/2減額 ②マンション：5年間 税額1/2減額

2. 居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除制度の延長

居住用財産を買換え、譲渡損失が発生した場合の損益通算及び繰越控除制度の適用期限が平成27年12月31日まで2年間延長されます。

（居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度）

住宅の買換えで譲渡損失が生じた場合であって、買換資産について住宅ローン残高がある場合には、譲渡損失額を所得金額の計算上控除（以降3年間繰越控除）できる制度

3. 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除制度の延長

特定の居住用財産を売却し、譲渡損失が発生した場合の損益通算及び繰越控除制度の適用期限が平成27年12月31日まで2年間延長されます。

（特定住宅用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

住宅を譲渡した際に譲渡損失が生じた場合であって、譲渡資産について住宅ローン残高が残る場合は、住宅ローン残高から譲渡額を控除した額を限度に、所得金額の計算上控除（以降3年間繰越控除）できる制度

4. 買取再販で扱われる住宅の取得に係る登録免許税の特例措置の創設

買取再販事業者により一定の質の向上を図るための改修工事が行われた中古住宅を取得する場合に、買主に課される登録免許税の税率を一般住宅特例より引き下げる措置が創設されます。（適用期限：平成26年4月1日～平成28年3月31日まで）

所有権移転登記：0.1%（本則2%、一般住宅特例 0.3%）



5. 中古住宅取得後に耐震改修工事を行う場合における税制特例措置の適用

【現行】

耐震基準に適合しない中古住宅を取得し、耐震改修工事を行った後に入居する場合に、税制上の各種特例措置が受けられない。

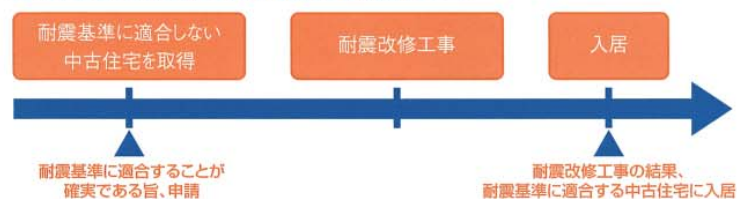
【改正案】

左記の場合耐震基準への適合が確実であることにつき証明がなされた場合には、以下の特例措置の適用が可能。

(対象となる税制特例措置)

- 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（住宅ローン減税）
- 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置
- 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例
- 既存住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置

(参考) 上記の特例措置が適用可能となる場合のイメージ

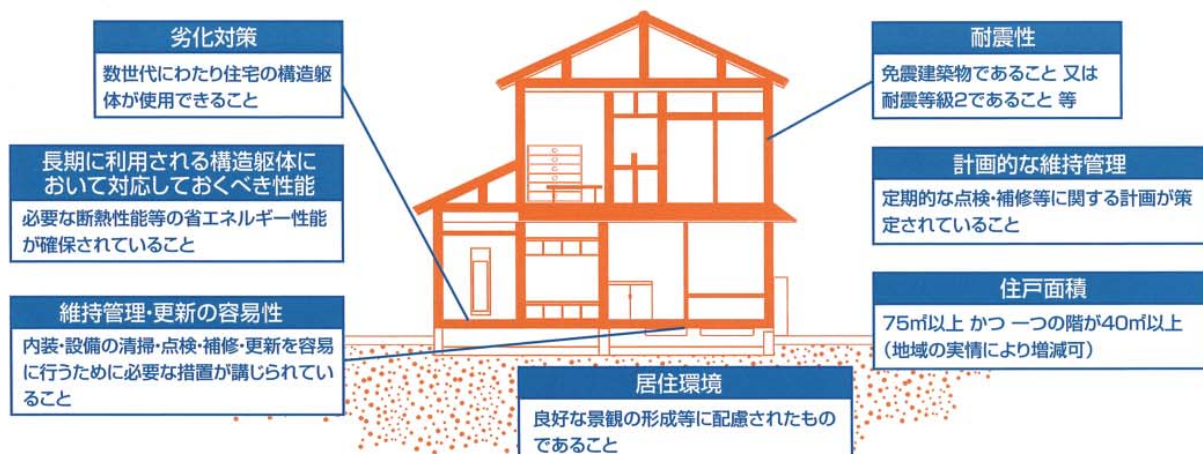


6. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定長期優良住宅を新築した場合における特例措置（登録免許税、不動産取得税、固定資産税）の延長

適用期限を平成28年3月31日まで2年延長

登録免許税	税率を一般住宅特例より引き下げ 所有権保存登記：一般住宅特例0.15%→0.1% 所有権移転登記：一般住宅特例0.3%→戸建：0.2% マンション：0.1%
固定資産税	一般住宅特例（1/2減額）の適用期間を延長 戸建て：3年→5年、マンション：5年→7年
不動産取得税	課税標準からの控除額を一般住宅特例より増額 一般住宅特例1,200万円→1,300万円

《長期優良住宅認定基準のイメージ(戸建)》



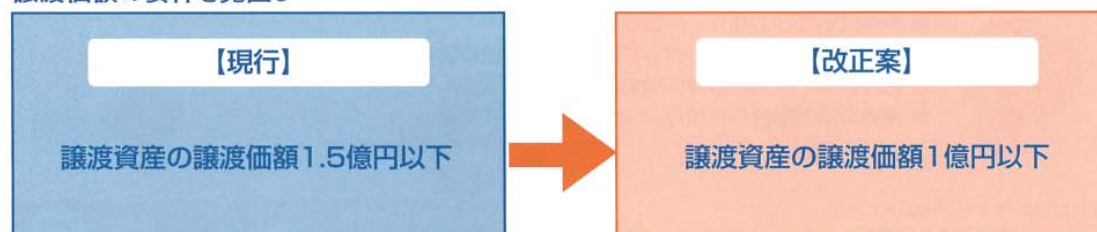
7. 住宅用土地に係る不動産取得税の特例措置及び新築住宅を宅建業者が取得したものとみなす日を住宅新築から1年を経過した日とする不動産取得税の特例措置の延長

新築住宅用土地の軽減措置について、土地取得後住宅新築までの期間要件を3年（原則：2年）とする特例措置及び新築住宅に係る宅地建物取引業者のみなし取得日を住宅新築から1年を経過した日（原則：6ヶ月）とする特例措置の適用期限が平成28年3月31日まで2年間延長されます。

8. 特定居住用財産の買換え及び交換の場合の特例措置の延長

特定の居住用財産を買換え及び交換した場合の、譲渡益課税の繰延制度が譲渡資産の譲渡対価に係る要件を1億円（現行：1.5億円）に引き下げた上で適用期限が平成27年12月31日まで2年間延長されます。

譲渡価額の要件を見直し



9. その他適用期限を迎える各種税制特例措置の延長

- ① 優良住宅地の造成等のために土地を売った場合の税率軽減の特例
・・・適用期限を3年延長
- ② 法人の土地譲渡益重課制度及び個人の不動産業者等に係る土地譲渡益重課制度の適用停止措置
・・・平成29年3月31日まで3年3ヶ月延長
- ③ 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定低炭素住宅を新築した場合における登録免許税の特例措置
・・・適用期限を2年延長
- ④ 市街地再開発事業に係る特定の事業用資産の買換特例
・・・一部要件を見直しの上、適用期限を3年延長

10. 既存建築物（非住宅）の耐震改修投資促進のための特例措置の創設

改正耐震改修促進法（平成25年11月施行）に基づき耐震診断が義務付けられる建築物（非住宅）について、以下の特例措置が講じられる制度が創設されます。

（法人税・所得税）

耐震診断が義務付けられる建築物について、平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告を行った者が、平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過する日までに耐震改修により取得等をする建築物の部分について、その取得価額の25%の特別償却ができる制度が創設。

（固定資産税）

耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に政府の補助を受けて改修工事を行った場合、工事完了年の翌年度分から2年度分の固定資産税について、固定資産税額の2分の1に相当する額を減額する制度が創設（但し、改修工事費の2.5%が限度）。

『消費税率引上げに伴う住宅取得に係るすまいの給付金』

平成25年10月1日にすまい給付金制度について閣議決定されました。12月12日に補正予算についても閣議決定されておりますが、今後必要な措置をおこなったうえで、実施される予定です。なお、平成27年10月1日に消費税率が10%に引上げられた場合のすまい給付金については、平成25年6月26日に行われた与党合意を踏まえたものとされる予定です。

すまい給付金

ポイント

- 新築住宅だけでなく、中古住宅も対象
- 申請は、取得住宅を所有している人(持分保有者)単位で
- 給付額は、収入と取得住宅の持分割合に応じて
- 現金取得の場合も利用可。ただし追加要件に注意

自らが居住する住宅の取得に際し、引上げ後の消費税率が適用される方に給付金が支払われる新しい制度です。新築住宅はもちろん、中古住宅も対象となります。ただし、指定の検査を受けるなど、住宅の品質や耐震性が確認できることが条件です。



① 給付額

住宅取得者の取得時に適用される消費税率に応じ設定されています。収入額(都道府県民税の所得割額)によって給付基礎額が決まり、給付基礎額に登記上の持分割合を乗じた額(千円未満は切り捨て)が給付されます。

給付額
=
給付基礎額
×
持分割合

収入額の目安(都道府県民税の所得割額)によって決定

収入の確認方法 | 市区町村が発行する課税証明書^{※1}に記載される都道府県民税の所得割額で確認します。

● 消費税率8%の場合

収入額の目安	都道府県民税の所得割額 ^{※2}	給付基礎額
425万円以下	6.89万円以下	30万円
425万円超475万円以下	6.89万円超8.39万円以下	20万円
475万円超510万円以下	8.39万円超9.38万円以下	10万円

建物の登記事項証明書(権利部)で確認します。

● 消費税率10%の場合^{※3}

収入額の目安	都道府県民税の所得割額 ^{※2}	給付基礎額
450万円以下	7.60万円以下	50万円
450万円超525万円以下	7.60万円超9.79万円以下	40万円
525万円超600万円以下	9.79万円超11.90万円以下	30万円
600万円超675万円以下	11.90万円超14.06万円以下	20万円
675万円超775万円以下	14.06万円超17.26万円以下	10万円

^{※1} 個人住民税の課税証明書。発行市区町村により、名称が異なる場合があります。
^{※2} 神奈川県は他の都道府県と住民税の税率が異なるため、収入額の目安は同じですが、所得割額が上表と異なります。詳しくは、すまい給付金制度のホームページ等をご確認ください。
^{※3} 現金取得者の収入額(目安)の上限650万円に相当する所得割額は13.30万円です。
^{※4} 平成25年6月26日の与党合意に基づく給付基礎額です。

夫婦(妻は収入なし)及び中学生以下の子どもが2人のモデル世帯において住宅取得する場合の夫の収入額の目安です。

例

住宅取得者	持分割合	居住の有無	給付基礎額	
ご主人	50%	有	20万円	→ ご主人の給付額は、10万円(=20万円×50%)
奥様	30%	有	30万円	→ 奥様の給付額は、9万円(=30万円×30%)
父親	20%	無	30万円	→ 父親は、給付なし(居住していないため)

それぞれ申請

② 対象となる住宅

対象となる住宅の要件は、新築住宅と中古住宅で異なります。なお、現金取得の場合は、追加要件を満たす必要があります。

	新築住宅 ^{※1}	中古住宅
住宅ローン 利用者の要件	●自らが居住する ●床面積が50㎡以上 ●工事中の検査により品質が確認された次の住宅 ①住宅瑕疵担保責任保険に加入 ②建設住宅性能表示制度を利用等	●売主が宅地建物取引業者である ●自らが居住する ●床面積が50㎡以上 ●売買時等の検査により品質が確認された次の住宅 ①既存住宅売買瑕疵保険^{※3}に加入 ②既存住宅性能表示制度を利用(耐震等級1以上に限る) ③建設後10年以内で、新築時に住宅瑕疵担保責任保険に加入または建設住宅性能表示制度を利用
現金取得者の 追加要件	上記の住宅ローン利用者の要件に加えて ●フラット35Sの基準^{※2}を満たす ●50歳以上(住宅を引渡された年の12月31日時点) ●収入額の目安が650万円以下 (都道府県民税の所得割額が13.30万円以下)	上記の住宅ローン利用者の要件に加えて ●50歳以上(住宅を引渡された年の12月31日時点) ●収入額の目安が650万円以下 (都道府県民税の所得割額が13.30万円以下)

※1 新築住宅は、工事後1年以内、かつ居住実績のない住宅 ※2 耐震性(免震住宅)、省エネルギー性、バリアフリー性または耐久性と可変性のいずれかに優れた住宅

※3 中古住宅の検査と保証がセットになった保険

トラブルを避けるためにも、契約時に必ず消費税率を確認しましょう

お問い合わせ先	すまい給付金 準備事務局	ナビダイヤル: 0570-064-186 (9~17時、土・日・祝を含む) *PHSや一部IP電話からは 045-330-1904 通話料がかかります	http://sumai-kyufu.jp
---------	-----------------	--	---

※名称などが変更される場合があります。

その他住宅に関するお問い合わせやトラブルのご相談は、住まいのダイヤルまで

ナビダイヤル: **0570-016-100**
10~17時(土・日・祝・休日除く)
*PHSや一部IP電話から**03-3556-5147** (有料)

※東日本大震災による被災者の方が、住宅を再取得する場合には、別の給付措置が講じられることとなっています。

◎消費税の軽減税率について

消

費税の軽減税率制度については、税率10%時に導入とされております。

住宅については未定ですが、今後、社会保障を含む財政上の課題と合わせ、対象品目の選定、区分経理等の制度整備、具体的な安定財源の手当、国民の理解を得るためのプロセス等、軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、平成26年12月までに結論を得るとされております。

また社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律に基づき、課税の透明性・公平性を図るため消費税の簡易課税制度のみなし仕入れ率が見直され、不動産業については40%(第6種)とされることとなりました。

(※平成27年4月1日以後に開始する課税期間について適用)

ご注意
ください

印紙税について

「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」のうち、一定の要件に該当する契約書の印紙税を軽減する措置が平成30年3月31日まで延長されています。

また、平成26年4月1日以降に作成されるものについて、印紙税の軽減措置が拡充されることとなっております。

【平成26年4月1日～平成30年3月31日】

記載された契約金額が
 10万円を超え 50万円以下 ♫ 200円
 50万円を超え 100万円以下 ♫ 500円
 100万円を超え 500万円以下 ♫ 1千円
 500万円を超え 1千万円以下 ♫ 5千円
 1千万円を超え 5千万円以下 ♫ 1万円
 5千万円を超え 1億円以下 ♫ 3万円
 1億円を超え 5億円以下 ♫ 6万円
 5億円を超え 10億円以下 ♫ 16万円
 10億円を超え 50億円以下 ♫ 32万円
 50億円を超えるもの 48万円

「金銭又は有価証券の受取書」(領収証等)の非課税範囲が拡大されます。

「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていましたが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなっております。



神奈川県より移住しました。

外資系の会社へ勤務していましたが、55歳で辞職し自給自足の生活を求めて、「徹底的な田舎」を探していました。

現在は、役場の嘱託職員として村づくりコーディネーターの任に就いています。

キノコ狩り、沢登りといった体験型イベントの企画運営をしています。

・移住するまで

もともと外資系の会社だったので、理解が得られやすく「農業をやるなら、1日も早くはじめなさい」と上司にも背中を押されました。

その年の3/31に辞表を出し、4/9には泰阜村を訪れて1泊しました。その時に、耕作地や農業機械のツテがとんとん拍子に決まりました。「春の農作業が忙しくなる前に」と大勢の方々に世話をしていただき、「ここ（泰阜村）しかない」という思いになりました。

・農業を始めてみて

初期費用として100万円程度必要でした。必要な機械はほとんど中古ですが、これも周りの方々が助けてくれました。

4月に訪問し、5月からトマト栽培のお手伝いをしながら1か月のお試し体験をしました。



泰阜村移住体験談 池田様ご夫妻

その後、実際に移住したのは7月でした。

移住後、最初の1年はほうれん草の栽培に取り組みました。これは、初心者でもローリスクで栽培ができるためですが、その代わりローリターンでした。

しかし、周りのみんながビニールハウスを建ててくれたり、親身になって協力してくれてとても嬉しかったです。大きな補助金等はないけど、**村人が協力して助けてくれるのが**、お金に代えがたい喜びです。

・移り住んでみて感じていること

泰阜村は、絶景があるわけでもなく、**何も**
ない本当の田舎です。

夜は本当に真っ暗で、犬も猿もキジもいるような世界です。

ただ、時間の流れはゆっくりと過ぎて行き、「昭和」の空気がそのまま残っています。

自然しかないけど、**自然に生かされる喜び**を感じることができます。

毎日終電で帰るような生活から、21時には寝る生活に代わりましたが、**家族中心**の生活となってそれがとても良いです。



“学びの心”を胸に！

皆さん、こんにちは！ 昨年の4月に入社いたしました、入社2年目の坂井です。現在、リフォームの営業として、お客様のお家に関するご相談・お悩みの窓口となれるよう仕事に取り組んでいます。

小さい頃からインテリアコーディネーターになることが夢で、念願の建築業界に入ることができました。入社当時は右も左も分からず、最初は不安な気持ちでいっぱいでしたが、現在は、建築現場に通いながら職人さんや社員の方々から様々な建築の知識や技術を教えていただき、私にとってかけがえのない毎日を送っています。そんな日々を送れることに感謝しながら、目の前にあることに一生懸命取り組み、自分の夢を実現できるように力を付けていきたいと思います。

これからも「学びの心」を忘れずに、どんなことにも貪欲に吸収してお客様のお役に立てる人間となれるように成長していきたいです！



今回の訪問先は
中信支部 (株)サンプロの
坂井 由佳さんです。
さかい ゆか



REINS



お知らせ



住～むず（ハトマークサイト）の活用方法 ～ 会員情報の公開・修正方法 ～

不動産物件情報検索サイト「住～むず」（ハトマークサイト）について、
会員情報一覧から各会社のホームページへリンクすることが可能です。

今回は設定方法をご紹介します。



①協会サイトトップページから「会員専用情報」→ ハトマークサイト物件管理をクリック



②ID・パスワード（各会社によって違います）を入力したら、「ユーザー管理・設定」をクリック



③自社マスタ管理から、「HPアドレス」を入力し、更新ボタンを押す



④ユーザー管理設定に戻り、会員店情報管理から、「公開区分」、「表示内容」を設定変更し、更新ボタンを押す

これで、設定完了です

- ※ 設定後、リンクの反映に時間がかかる場合があります。(1～2時間程度)
- ※ リンクの設定以外にも、会社のPR文、写真掲載、特徴の入力や、会社情報の修正が行えますので、ご活用ください。(一部変更できない部分もありますので、その場合は宅建協会本会事務局026-226-5454までご連絡ください)



不動産情報サイト「住～むず」 <http://sumuz.jp/>
長野県宅建協会 <http://www.nagano-takken.or.jp/>



土地及び建物に瑕疵があることを説明しなかったとして、売主及び媒介業者の信義則上の説明義務違反が認められた事例

(東京地判 平25・3・22 ウエストロー・ジャパン)

中古住宅を購入した買主が、引渡し後まもなく地盤が不安定であり建物に傾きやひび割れ等が生じているとして、売主及び媒介業者に対し調査説明義務違反による不法行為ないし債務不履行による損害賠償請求、また、売主に対し、売買契約の錯誤無効を理由とする既払売買代金の不当利得返還請求、予備的に売主に対し、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求を行った事案において、本件傾き等を瑕疵としたが、その程度は建替えを要するほどのものではないとして錯誤による無効は認めず、売主及び媒介業者の信義則上の調査説明義務違反を認め、請求額の一部を認容した事例（東京地裁 平成25年3月22日判決 一部認容 ウエストロー・ジャパン）

1 事案の概要

本件は、買主X（原告）が、業者Y1社（被告）の仲介の下、売主Y2（被告）から購入した本件建物及び本件土地について、購入後、本件土地の地盤が不安定であるために本件建物に傾きやひび割れ等が生じていることが判明したと主張して、Yらに対し、以下の請求をしている事案である。

(1) 主位的請求①

Yらに対し、調査・説明義務違反を理由とするYらの共同不法行為ないしY1社の本件仲介契約の債務不履行に基づく損害賠償請求。

(2) 主位的請求②

Y2に対し、本件売買契約の錯誤無効を理由とする既払売買代金の不当利得返還請

求。

(3) 予備的請求

Y2に対し、本件売買契約の瑕疵担保責任に基づく損害賠償として、677万6220円及遅延損害金の支払を求める。

2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示し、Xの請求を一部認容した。

(1) 本件建物及び本件土地の瑕疵について

① 民事調停委員作成の意見書（以下「本件意見書」という。）には、本件建物の床面の変形状況と地盤調査の結果によれば、本件土地の北西部は、擁壁の埋め戻し時において、締め固めが十分に行われていなかった可能性が高く、このことが本件建物の不同沈下の直接的な原因であると推察される旨の意見が記載されており、その信用性を疑うべき事情は見当たらないから、これを採用することができる。

② 本件土地には、本件建物が建築された当初から、その北西部の締め固めが不十分であったため、他の部分と比較して極端に軟弱であり、支持力をほとんど有していないという不具合があったこと、このような軟弱な地盤が原因で、本件建物について、北西にある1階の和室床部分が局所的に沈下し、これに他の床面が引き込まれるという現象が生じたこと、このような不同沈下が原因で、本件建物について多数の不具合が生じたこと、これ

らの現象は、本件売買契約が締結された時点で既に発生していたことが認められ、本件建物及び本件土地には上記のような瑕疵が存在したものと認められる。

(2) Y2の説明義務違反について

本件建物には、壁面のひび割れ、床の傾き、出窓障子の建て付けの歪み、扉の傾き、床の不陸等の明瞭な瑕疵が存在したものであるから、建築について専門的な知見を有していないY2であっても、目視等によって本件建物の内部を確認するだけで、瑕疵につながる可能性のある不具合が存在することを十分認識することができたはずである。

以上のとおり、Y2には、Xに対する信義則上の説明義務に違反し、本件建物及び本件土地に瑕疵があることを認識させないまま本件売買契約を締結させた過失が認められ、この過失行為はXに対する不法行為を構成する。

(3) Y1社の調査・説明義務違反について

Y1社は、本件建物及び本件土地について、少なくとも、瑕疵につながる可能性のある不具合の存否を目視等で確認し、不具合が認められた場合にはその内容をY2を介してXに説明すべき信義則上の義務を負っていたものというべきである。

しかし、Y1は、本件売買契約の締結を仲介するに当たり、本件建物の内部を確認するなどしておらず、内覧の際にもあまり内部の状況は確認しなかったという趣旨の供述をしており、このような確認をしなかったため、上記のような不具合の存在に気付かず、これをY2を介してXに説明することもなかったものと認められる。

(4) 以上のとおり、Y1社には、Xに対する信義則上の説明義務に違反し、本件建物及び本件土地に瑕疵があることを認識させない

まま本件売買契約を締結させた過失が認められ、この過失行為はXに対する不法行為を構成する。

(5) 損害について

本件意見書には、本件建物の北西部の床面の変形は極めて大きいものの、それ以外の床面は、これに引き込まれているだけであり、建て替えるほどの障害ではなく、十分に修復できる状態にある旨の意見が記載されており、その信用性を疑うべき事情は見当たらない。

よって、Yらは、Xに対し、連帯して、本件建物の補修費用等計677万6220円及遅延損害金の支払を認めるのが相当である。

3 まとめ

本判決は、本件売買契約締結当時、本件建物及び本件土地には上記のような瑕疵が存在したものと認められるとされ、建築について専門的な知見を有していない売主であっても、目視等によって本件建物の内部を確認するだけで、瑕疵につながる可能性のある不具合が存在することを十分認識することができたはずであるとし、また、媒介業者は、本件建物及び本件土地について、少なくとも、瑕疵につながる可能性のある不具合の存否を目視等で確認し、不具合が認められた場合にはその内容を売主を介して買主に説明すべき信義則上の義務を負っていたものというべきであるとして、買主に対する売主及び媒介業者の信義則上の説明義務違反が認められた事案であり、実務上参考になろう。



情報チャンネル

協会行事をピックアップ



大勢ご参加いただきありがとうございました



業者研修会開催!!

人材育成委員会（樋口盛光委員長）では、本年度の業者研修会を、9日間に渡り、県下7会場で開催した。受講者の総数は、997名（前年度比64名減）となり、会員全体の約68%が出席したこととなる。

「本年度の業者研修会受講者数は3年ぶりに減少となった。科目の見直し等を含め、研究検討を行っていかなければならない」

（樋口人材育成委員長談）

今年度の研修内容は・・・

①民法改正

―全宅連顧問弁護士事務所

深沢綜合法律事務所 所属弁護士

②土地に関する瑕疵について

―全宅連顧問弁護士事務所

深沢綜合法律事務所 所属弁護士

③不動産税制

―関東信越税理士会

長野県支部連合会派遣税理士

④宅地建物取引業法

―長野県建設部 建築指導課 担当官

以上の4科目であった。

●平成25年度 業者研修会出席状況

月 日	会 場	出席者数
1月23日	佐久会場	91名
1月24日	上田会場	101名
1月28日	飯田会場	83名
1月29日	伊那会場	106名
2月5日	諏訪会場	133名
2月6日	松本会場	169名
2月12日	長野会場	105名
2月13日	//	92名
2月14日	//	117名
合 計		997名



業者研修会の様子（諏訪会場）

●平成25年度 業者研修会特別精励証(40年)受証者一覧
(敬称略)

支部名	氏 名	会 社 名
長野	宮入 勉	北信不動産(株)
佐久	佐藤 丘一	南ヶ丘管理事務所
南信	氣賀澤朝文	(株)氣賀澤不動産

●平成25年度 業者研修会特別精励証(35年)受証者一覧
(敬称略)

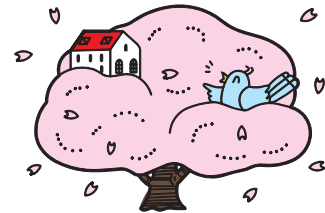
支部名	氏 名	会 社 名
佐久	茂木 正毅	西軽井沢開発(株)
南信	松村 隆一	松村建築設計事務所

●平成25年度 業者研修会特別精励証(30年)受証者一覧
(敬称略)

支部名	氏 名	会 社 名
長野	土屋 富夫	マルトミ不動産
〃	月原 博夫	(有)シンエイ不動産
中信	西沢 恒夫	西沢不動産
〃	角田 輝久	松栄不動産

●平成25年度 業者研修会特別精励証(25年)受証者一覧
(敬称略)

支部名	氏 名	会 社 名
長野	待井 和子	(株)三栄開発
〃	戸井田孝雄	宅建長野21
上小・更埴	小平 祥壽	三和不動産
佐久	内堀 實	(株)成和
中信	中島 一郎	中島不動産
〃	筒井 完次	(有)筒井不動産
〃	三代澤滋人	三代澤不動産
南信	関 正吉	サンエス不動産
〃	関 忠臣	サンエス不動産
〃	井口 公德	(有)井口不動産



お知らせ

『子どもを守る安心の家』参加協力会員を 引き続き募集しております！

当協会が推進しております「安全・安心で住みよい街づくり」の一環として、県警事業である「子どもを守る安心の家」活動に参加協力し、現在当協会会員の389社の皆様が協力会員として登録されております。

つきましては、下記のとおり参加会員を引き続き募集しておりますので、主旨等ご理解のうえ、是非ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

1. 参加協力会員の活動

子どもが助けを求めてきた際に、犯罪等から子どもを保護するとともに、警察等への連絡をしていただきます。

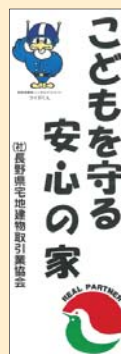
2. 参加方法

本会事務局までお問い合わせ下さい。

TEL026-226-5454

3. その他

- (1) 協力会員名簿を作成し、県警本部・各警察署・最寄りの小学校に提出します。
- (2) 協力会員には、ステッカー・マニュアルを送付いたします。
- (3) 2階の店舗でも可能です。



「子どもを守る安心の家」参加協力会員数 (平成26年4月1日現在)

支 部 名	旧支部名	申込数	小 計
長野支部	北信支部	13	101
	須高支部	16	
	長野支部	72	
上小・更埴支部	更埴支部	32	63
	上小支部	31	
佐久支部	佐久支部	25	25
中信支部	中信支部	42	47
	大北支部	5	
諏訪支部	諏訪支部	23	74
	茅野支部	51	
南信支部	上伊那支部	38	79
	飯田支部	41	
合 計			389



Rakuen Shinshu

楽園

信州ファンクラブ



しあわせ信州

会員募集中!!



春

菜の花公園 飯山市



夏

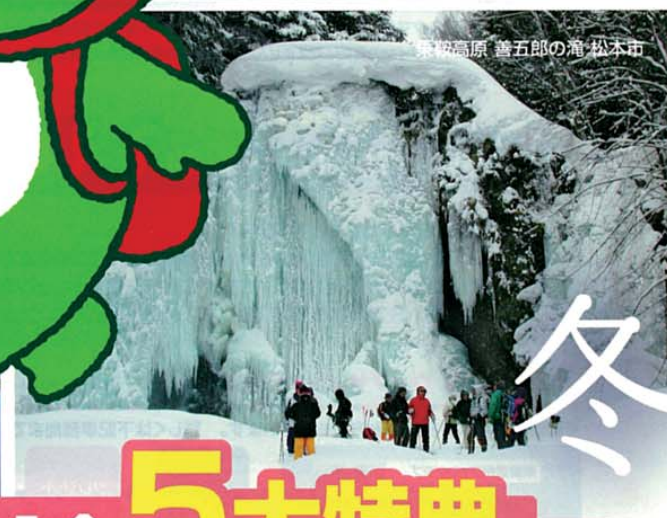
田舎敷 駒ヶ根市



秋

雲場池 軽井沢町

長野県観光PRキャラクター
「アルクマ」



冬

奥の細道 善五郎の滝 松本市

楽園信州ファンクラブ 入会 5大特典

正会員・ファミリー会員ともに、おもてなしスポットで特典が受けられます。



※1.2は正会員・ファミリー会員の方の特典。3.4.5は正会員の方の特典となります。

特典事例

- 宿泊料金割引
- 温泉入浴料割引
- 食事をされた方へのデザートサービス
- 施設利用料割引
- 施設利用者へのドリンクサービス
- オリジナルグッズプレゼント

楽園信州ファンクラブとは…

信州・長野県が大好きな人たちの会員制のファンクラブです。
訪れた観光地や交流体験、美味しい特産品など
地域の魅力を全国にPRしていただく応援団でもあります。
会員は、県内各地の「おもてなしスポット」に指定された施設で、
各種の優待や割引など、会員ならではのサービスを受けることができます。

入会資格・年会費

有効期限は会費納入日から1年後の同月末日となります。

正会員: 1,000円(税込)

長野県に興味、関心のある方なら、どなたでも入会できます。

ファミリー会員: 500円(税込)

正会員と同居する家族で、正会員1名につき4名まで入会ができます。
正会員と同時に申し込みください。

選べる会員証(カード)デザイン

入会時に、下記7種類の中から好きなデザインが選べます。正会員、ファミリー会員ともに、異なるデザインが選べます。

※カード種類(A-1等)を指定のうえ、お申込みください。



A-1 楽園信州オリジナル(原田泰治デザイン)



A-3 アルクマ(グリーン)



B-2 国宝善光寺 本堂



B-3 善光寺御開帳



A-2 アルクマ(ブルー)



A-4 アルクマ(レッド)



B-4 戸隠奥社大杉並木ご神恩

※有効期限内のカードデザインの変更は行えません。 ※カード印刷の都合上、実際の色と多少の違いがある場合がございます。

カンタン検索!
特典優待がうけられる **約 1,100 施設**

「楽園信州おもてなしスポット」の検索は、
便利なMAP機能で現在地からお近くの特典施設を簡単検索できます!
その他周辺観光施設情報もGETでき、PCからスマートフォンから、
お出かけの強い味方になります。使い方は簡単、下記アドレスから。 ※検索サイトは4月上旬オープン予定



入会方法 ウェブサイトからのお申込み

※ウェブサイトの会員規約をご確認の上、お申込みください。

※郵便払込によるお申込み方法もございます。詳しくは下記事務局までお問合せください。



長野県内市町村ファンクラブに同時入会いただけます。(入会金・年会費無料)

●ながのファンクラブ ●原村ファン倶楽部 ●信州須坂ふるさと応援団 詳しくは下記ホームページをご覧ください。

会員証等の郵送について

1. 会員証、各種優待券、季節の観光情報誌、オリジナルアルクマグッズは正会員様名で郵送します。
2. 各種優待券、季節の観光情報誌、オリジナルアルクマグッズは正会員様の対象となります。
3. 会員証等は、会費納入日より概ね10日前後でお届けします。会員証がお手元に届くまでは郵便受領書又はクレジット決済控えは、大切に保管してください。
4. カード種類が記載なく、ご確認が取れない場合は「楽園信州オリジナル」カードを送らせていただく場合がございます。
5. 会員証の有効期限は会費納入日から1年後の同月末日となります。月末までのご入会の場合、会員証等のお届けが翌月初めとなり、ご利用できる有効期限が1年未満となる場合がございますので予めご了承ください。
6. 更新された方への特典は、通常入会の方と異なります。詳しくは更新時期になりましたらご案内をお送り致しますのでご覧ください、または事務局までお問合せください。

【個人情報について】お申込み時にご記入いただく個人情報は協会が行う各種情報提供のご案内の発送、その他サービスの提供を行うことを目的に利用すること、個人の識別できない程度の統計的情報の作成を行うことを目的に利用し、それ以外の使用又は楽園信州ファンクラブの運営に伴い守秘義務契約を締結した外部委託者以外へ提供・開示は一切行いません。

お問合せ (一社)信州・長野県観光協会 楽園信州ファンクラブ事務局 〒390-0827 長野県松本市出川2-6-8 出川ビル1F
TEL:0263-26-7215 FAX:0263-87-3048 [受付]9:00~17:00(平日のみ)

詳しくは、楽園信州ファンクラブウェブサイトへGO!

<http://www.nagano-tabi.net/rakuen/>

楽園信州ファンクラブ

検索

各支部の動きをラッピング

支部だより

東御市空き家バンクの取り組みについて

上小・更埴支部 (有)ライフデザイン柴崎 柴崎 秀之

上小更埴支部では東御市と「東御市空き家情報登録制度に基づく空き家の媒介に関する協定書」を平成23年に結び空き家バンク事業をしています。

具体的な手法としては、東御市の納税通知書と一緒に東御市外在住者に空き家の活用の案内書を送付し、所有者の意向に沿って東御市の担当者が面談をして情報として登録します。登録物件は協会で1物件に2社が担当となり物件の調査、査定等を行います。持ち主と詳細を決め媒介業務を開始します。またその詳細を東御市のホームページで公開して移住希望者を広く探客します。買い、借りなどの希望者とは担当2社が通常の媒介業務をして引渡まで行うという手法です。

協会の利点としては、東御市役所を通しての話であり持ち主の信頼を得やすくスムーズに話が進むことです。

注意点としては、瑕疵の問題等媒介後に関係者に負担が掛からないように細心の心配りが必要です。

3年間で42物件の登録がありました。数多くの登録物件が成約になり事業は順調に進んでいると思います。

上小更埴支部ではこの空き家バンクの取り組みを他市にも広げていきたいと考えています。

東御市 空き家バンクとは

空き家バンク(空き家情報登録制度)とは、市が住宅の空き家の売買や賃貸に関する情報提供を受け、その物件情報を公開するとともに必要に応じて仲介支援を行うことにより移住・交流希望者の住宅確保を支援するシステムです。

東御市 空き家バンクの利用の流れ



空き家バンクとは

◆空き家バンク協定！東御市と長野県宅地建物取引業協会上小・更埴支部「空き家情報登録制度に基づく空き家の媒介に関する協定」を締結！



【左から小林副支部長、花岡市長、小林支部長、樋口副支部長】

東御市と長野県宅地建物取引業協会上小・更埴支部(小林正人支部長・176社)は25日「空き家情報登録制度に基づく空き家の媒介に関する協定」を結んだ。

写真：東信ジャーナルより空き家バンク調印

長野県警察本部よりお知らせ

NO！「脱法ドラッグ」

最近、店舗やインターネット上で、「合法ハーブ」等と称する商品が販売されており、こうした商品を使用した人が、意識障害、おうと、けいれん、呼吸困難等を起こして、死亡したり、重体に陥る事件が多発しています。

これら商品は、覚醒剤、麻薬、大麻など規制薬物の化学構造に似せて作られており、規制薬物と同等の作用を有する成分を含む商品が多く、大変危険です。また、合法と称して販売する商品の中に麻薬や指定薬物等の違法な薬物が含まれていた例もありますので絶対に手を出してはいけません。

合法と称して販売していたものの 麻薬や指定薬物等違法な薬物であった商品例



商品名:「Blue Majic」(液体)

麻薬である「通称名:MDPV」が検出され、麻薬及び向精神薬取締法違反(営利目的共同所持)で検挙されたもの



商品名:「DIAMOND Rush」(白色粉末)

指定薬物である「通称名:4FMP」が検出され、薬事法違反(販売目的陳列)で検挙されたもの



商品名:「ANARCHY Spider」(植物片)

指定薬物である「通称名:APICA」等が検出され、薬事法違反(販売目的陳列)で検挙されたもの

指定薬物の取締強化

～薬事法の一部改正 平成26年4月1日施行～

薬事法の指定薬物について、その「所持」、「使用」、「購入」、「譲受け」が新たに禁止され、違反した場合には罰則が科されます。

長野県警察

特殊詐欺被害に遭わないために 犯人からの電話にでないための対策を・・・

平成25年中に認知した特殊詐欺の被害件数は195件、被害額は、10億8,800万円余りで、平成24年と比べて件数は、107件、被害額は、7億3,400万円余り増加しました。

特殊詐欺の被害者を出さないため、長野県警察では、犯人からの電話を受けないための対策として、

- 留守番電話機能の活用
- ナンバーディスプレイ機能の活用

の2点を勧めています。

被害防止のため、留守番電話機能、ナンバーディスプレイ機能を活用して、まずは、犯人からの電話を受けない対策をしてください。

留守番電話機能について

在宅していても留守番電話に設定しておき、相手がメッセージ録音したのを確認して、家族や知人からの電話であれば、でるか、後でかけなおすようにしてください。

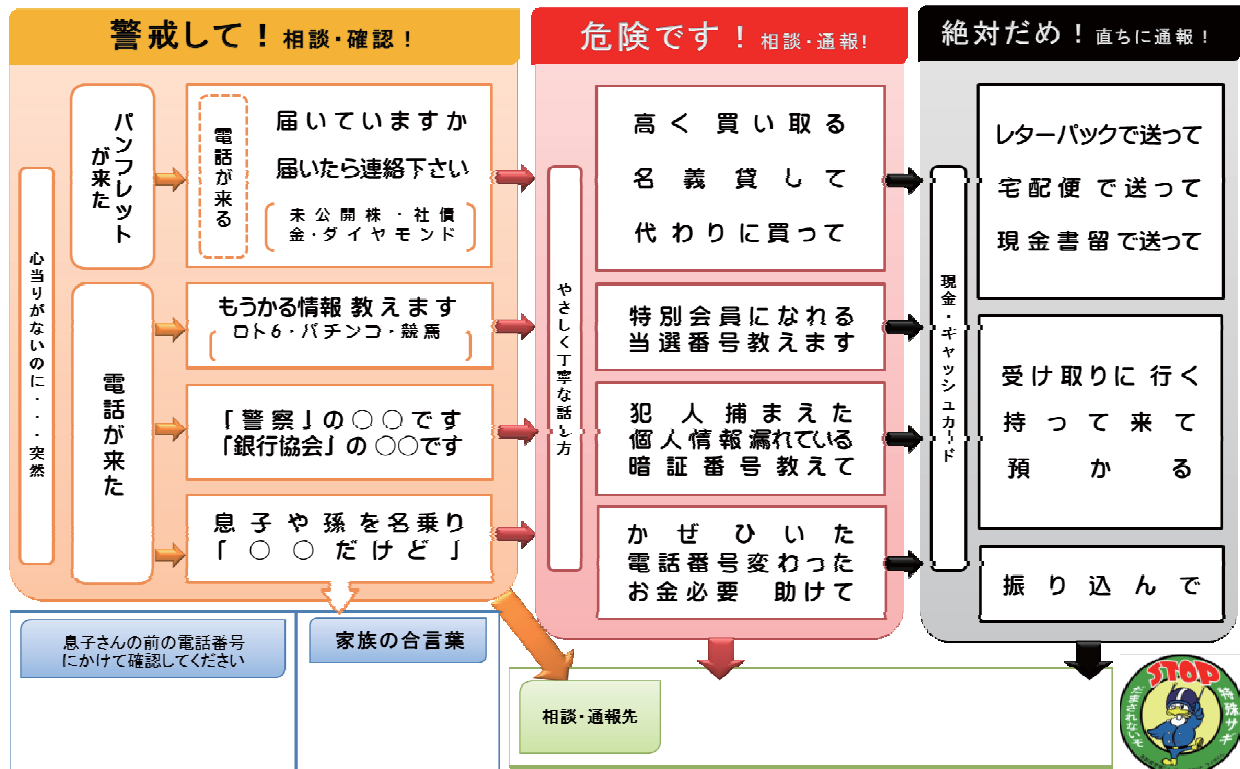


ナンバーディスプレイ機能について

相手の電話番号が表示されるナンバーディスプレイ(番号表示)サービスを利用し、番号非通知の電話を着信しないように拒否設定をしたり、知らない電話番号は出ないようにしてください。

ナンバーディスプレイ機能を活用した対策は、専用の電話機と電話会社への申し込みが必要となり、有料になります。

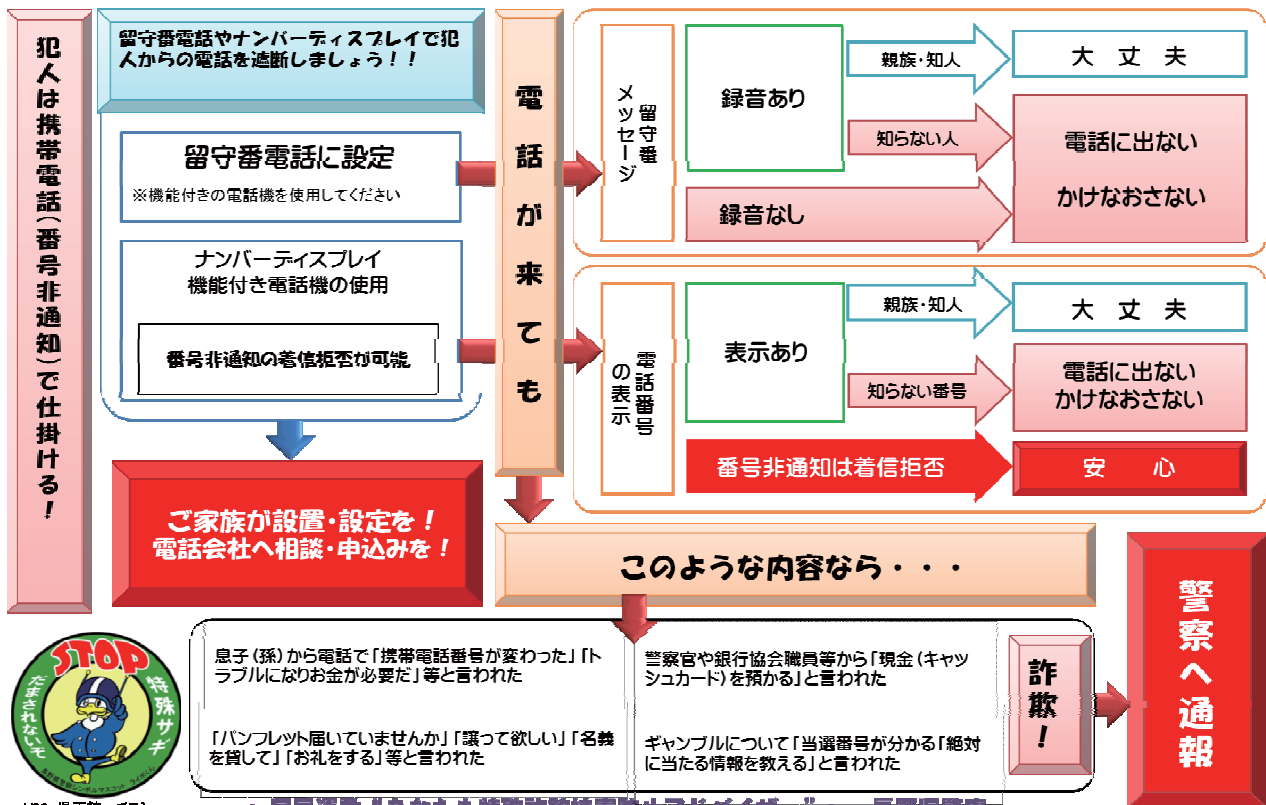
特殊詐欺 手口を知って だまされない! ~手口版~



～県民運動「あなたも特殊詐欺被害防止アドバイザー」～ 長野県警察

H25 県下統一チラシ

特殊詐欺 こうしておけば だまされない! ~対処版~



H26 県下統一チラシ

～県民運動「あなたも特殊詐欺被害防止アドバイザー」～ 長野県警察

2年間の委員会活動を

総務財政委員会

委員長 堀内 清秋
(諏訪支部)



- A1. ①委員の皆さんより忌憚のない意見を頂き、真摯に会員の要望にこたえる。
②一般社団法人認可申請と支部との連結、組織等の見直し。
- A2. 平成25年4月に一般社団法人として移行登記ができた。本部と支部との連結にあたり事業並びに予算決算の対応とそれにとまなう諸問題に対応した。
- A3. 協会組織健全化等について研究検討をお願いいたします。特に、組織運営等検討推進特別委員会（仮称）とも連携して対応していただきたいと存じます。

人材育成委員会

委員長 樋口 盛光
(上小・更埴支部)



- A1. 会員の資質の向上とスキルアップ。
- A2. 研修会等を通してある程度の成果があった。
- A3. 宅建業者としての社会的地位の向上につながる事業展開。

情報提供委員会

委員長 清水 純一郎
(佐久支部)



- A1. (1)移住交流促進事業支援と合わせ当協会でも本格的に取り組んだ。
(2)中古住宅の流通促進の為に研究、組織づくり
(3)不動産ポータルサイト（住－むず）の整備、充実

- A2. 移住交流・促進事業は着々と移住者も増え、充実してきた。中古住宅流通促進事業については、新潟、山梨、長野の3件で甲信越中古住宅流通促進（協）を設立、本格的に取り組んだ。
「住－むず」のアクセス件数も増え、内容も充実してきている。
- A3. ①移住交流促進事業も引き続き継続してほしい。
②甲信越中古住宅流通促進事業も継続してほしい。
③「住－むず」の見直しも定期的にしてほしい。
④空き家対策について県及び各市町村からの依頼に対応してほしい。

振り返って

各委員会委員長へ質問

Q1. 委員会で一番力を入れてきたこと

Q2. その結果

Q3. 次期の委員会へ望むこと

組織運営等検討特別委員会

委員長 永森 幸繁
(中信支部)



- A1. 各支部委員による協会に対する意見・要望についてアンケートを実施した。そのアンケートにより組織運営等に係る検討課題の掘り起こしをして集約の上、検討に入った。一般社団法人への移行が認可され、その為の課題が生まれ検討した。
- A2. 本部・支部の理事数につき意見集約でき、総務財政委員会に報告し理事会に於いて承認された。(本部変更無・支部は支部の事情により独自に決定)

一般社団法人移行に伴う監査の在り方に変更があり、検討の結果を総務財政委員会に報告・理事会にて承認され総会決議(人数)を要する為、今総会に提案される。(監査人数・監査方法)

その他意見集約された課題については、次年度担当常設委員会を決定し提案の上、事業実施する予定。(新入会員交流会等)

その他協議中の案件については、次年度に引き継ぎ協議の予定。(支部交付金について等)

協議中の案件の内、支部組織を本部と連結経理する支部と任意団体に二分する方向で、委員会にて意見集約され協議継続と成っている。

- A3. 意見集約された案件については、担当常設委員会と事業実施に入る事を願いたい。25年度に於いて協議継続中の案件については、継続審議を願いたい。特に支部組織の二分化については、具体的に進める上で解決する課題が非常に多く難題な為、又今後の協会運営にかなりの影響があるので、結論を急ぐ事なく意見集約する事を望む。

広報啓発委員会

委員長 竹内 安治
(長野支部)

- A1. 広報 ながの宅建の内容の充実及び各種コマーシャル(TV、新聞、HPバナー広告等)を実施した。
- A2. 本サイト 住一むず、田舎暮らしのアクセス数が増加した。
- A3. ①豊富な話題を提供してリピーターの増加を計ってほしい。



- ②県警本部との行政懇談会を引き続き行ってほしい。

会員の動き (H25.12月～H26.3月末)

新入会員紹介

【長野支部】 ※顔写真代表者は左側です。



(株)クワイエット・ライフ
代表者 兼 専任主任者 奥田 誠
長野市小島田町1077-1
026-214-2272

【佐久支部】



(株)KUSAKAI
代表者 草皆四郎 専任主任者 篠原賢治
北佐久郡軽井沢町大字長倉2484-30
0267-31-6159



大井建設工業(株)
代表者 兼 専任主任者 大井 康史
北佐久郡御代田町大字馬瀬口1670-74
0267-32-3333



(合) WR
代表者 原田 充 専任主任者 桃井 徹
佐久市長土呂1243-1
0267-78-5721

【中信支部】



サンプロ不動産(株)
代表者 青柳弘昭 専任主任者 平林浩司
松本市村井町南4-1-4
0263-50-8150

【諏訪支部】



(株)小松総建
代表者 小松佐千夫 専任主任者 小松裕子
諏訪郡下諏訪町社11-26
0266-28-3750

【南信支部】



育良不動産
代表者 兼 専任主任者 山口 光広
飯田市育良町2-17-4
0265-49-8125

免許換え・組織替え・会員権承継等

支部名	商号又は名称	代表者	住 所	電話番号	内 容
中信支部	甲信アルプスホーム(株)	百瀬 方康	松本市笹部1-3-6	0263-28-3131	知事免許→大臣免許

人事異動

(平成26年4月1日付)

次のとおり人事異動がありましたので、お知らせいたします。なお前任の方々は次の部門へ異動されました。

	新	旧
建設部長	奥村 康博 (国土交通省道路局道路交通管理課 高度道路交通システム推進室長)	北村 勉 (退職)
参事兼建設部建築住宅課長	山田 邦仁 (建設部建築指導課長から)	宮島 光義 (退職)
建築住宅課企画幹兼 課長補佐兼企画係長	布山 澄 (総務部情報公開・私学課企画幹兼 課長補佐兼情報公開・文書管理係長から)	松沢 宏明 (企画振興部情報政策課統計室長へ)
建築指導課企画幹兼 課長補佐兼景観係長		油井 法典 (健康福祉部介護支援課企画幹兼 課長補佐兼計画係長へ)
建築住宅課主任専門指導員	長谷部 昭夫 (施設課企画幹兼施設第一係長から)	島方 伸一 (退職)
建築住宅課建築技術係 担当係長	神原 厚 (佐久地方事務所商工観光課主査から)	井浦 慶久 (高校教育課教職員係担当係長へ)
建築住宅課建築技術係主事	北澤 芳人 (社会人採用)	増尾 久美 (資源循環推進課資源化推進係担当係長へ)

長野県建設部建築指導課は、平成26年4月1日より、建設部建築住宅課へ名称変更されます。

退会された方

お疲れ様でした

支部名	商号・名称
長野	丸美不動産
	(株)山上
	村本土産開発
	(株)マイランド長野
	(株)ヤマウラ 長野支店 長野電鉄(株)中野営業所
上小・更埴	マルミヤ不動産 (有)京成不動産
佐久	(株)ハッピーメイト
	佐久穂宅地建物
	扶桑興産(株)
中信	(株)アイコオ
	大丸商事(株)
	(有)大丸土地
	コウヨー不動産
諏訪	(株)長谷工コーポレーション 蓼科事業所
南信	(有)せきけんちく
	ハヤシ土地建物開発事務所
	コンテックエコサンホーム(株)
	(株)ヤマウラ 飯田支店

事務局からのお知らせ

写真を募集いたします！

県宅建協会広報啓発委員会では広報「ながの宅建」を年3回(4月・8月・1月)発行しており、**表紙に使用する写真**を募集したいと思っております。

採用された方には商品券(5,000円分)を差し上げます。

募 集 要 項

写真のテーマ

8月号(8月下旬発行)・1月号(1月上旬発行) 広報用表紙(季節にあった風景等)

規 定

写真サイズは縦長とし、L判(89mm×127mm)以上4ツ切ワイド(254mm×365mm)以下。カラー写真・画像データのみ受付(ネガ・ポジフィルム不可)。デジタルカメラでの作品も可(800万画素以上)。応募作品は未発表・未公開で、応募者本人が撮影したオリジナル作品に限ります。

応募方法

写真又は画像データとともに、ご自身の住所・氏名・連絡先・職業・撮影場所・撮影日時等明記の上(一社)長野県宅地建物取引業協会事務局へご送付ください。

作品の送付先

〒380-0836 長野県長野市南県町999-10
長野県不動産会館3階
(一社)長野県宅地建物取引業協会 事務局「広報誌表紙写真」係
E-mail: taku.ken@nagano-takken.or.jp

締め切り

8月号(平成26年7月末日)
1月号(平成26年11月末日)

作品の取り扱い・注意

- ①応募に伴い発生した費用はすべて応募者負担となります。
- ②被写体の肖像権等の権利は応募者が事前に使用許可・承認を得た上で応募してください。
- ③応募作品の受領通知はいたしません。また、作品到着に関するお問い合わせにはお答えできません。
- ④応募作品は返却いたしません。
- ⑤作品に関するクレーム等には一切応じません。

作品の著作権

(一社)長野県宅地建物取引業協会は、個人情報保護法に従って、適正な管理・運営を行い、また作品については著作権を有し、プリント・出版物などにおいて無償で使用できるものとします。

ご不明な点等ございましたら、事務局(TEL026-226-5454)までご連絡ください。

第48回 通常総会の日程について(お知らせ)

本会では、下記日程により通常総会を開催します。会員の多くの方が出席されますようお知らせします。

なお、個別に送付しました出欠ハガキは、必ずご返送いただきますようお願いいたします。

◆日時 **平成26年5月27日(火)**
午後1時～4時までの予定

◆場所 **長野県不動産会館**
長野市南県町999-10
(JR長野駅より徒歩15分)

次回の取引主任者法定講習会は

6月9日(月)

長野バスターミナル会館(長野)

6月10日(火)

松本勤労者福祉センター(松本)

今後の講習予定

9月講習会.....

●H26年9月9日(火)
長野バスターミナル会館(長野)

●H26年9月10日(水)
松本勤労者福祉センター(松本)

現在の協会員数 (平成26年4月1日現在)

1,437名 内支店数 60

宅建協会
お天気フィーラー
CM放映中



毎週土曜日20時54分より、テレビ信州(TSB)にて25秒間の天気予報バックの映像で宅建協会のCMを放映中です。是非ご覧ください。



入笠湿原



山野草公園エリア



富士見町

諏訪支部 明治建設企画(有) 宮下 武雄

富士見町は八ヶ岳の南麓に位置する、爽やかな風に色とりどりの花が揺れる街です。可憐な花、珍しい花。花との出会いが心をいやしてくれます。

春から秋の初めにかけて、富士見でおさえたいお花見エリアは3か所。

一つ目は「信濃境しだれ桜エリア」。JR信濃境駅周辺にある4本の古木しだれ桜は4月中旬から下旬が見ごろ。あたりの風景と一体となった里山の桜は、春爛漫という言葉がぴったり。

2つ目は「入笠湿原山野草エリア」。6月は白く可憐なすずらん。7月末からは黄色が映えるクサレダマ。8月の下旬には深い紫のエゾリンドウなど、野の花・山の花に出会えるのが魅力です。湿原の花は約2週間ごとに咲き変わるため、足を運ぶたびに違った花に出会えます。

3つめは「花の里エリア」。色彩の高原エリアは、7月の中旬からは白樺林の中にユリが咲き乱れます。また、ユリ後は百日草がお目見えします。さらに夜はライトアップされた色鮮やかなお花畑に感動します。隣接する創造の森には国内外の有名彫刻家の作品が設置されています。アートや絶景を楽しんだ後は、足をのばして清流流れる不動清水方面へハイキングもお勧めです。



花の里エリア



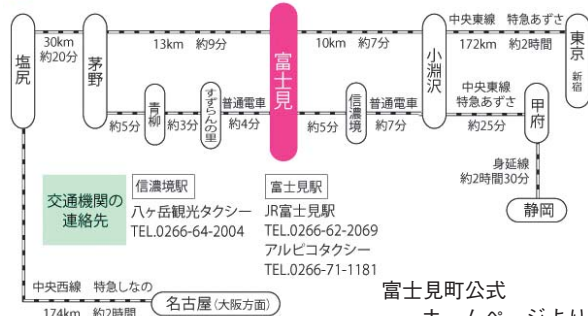
桜エリア 【写真提供：玉置弘文】

このほかにも、映画やドラマの撮影に使われる絶景スポットが富士見町には数多くあります。ぜひ、一度富士見町に遊びに来ていただき、花を愛でて頂ければ幸いです。

●お車でお越しの方



●電車でお越しの方



【写真提供：富士見町】

編集後記

早いもので、広報委員を受けて2年「ながの宅建」このメンバーで最後の発行となりました。私は20年程前にも広報委員をしており、その時も最後の編集後記を書く事になりました。平成5年異常気象により米が不作でスーパーに国産米がなくなり、政府はあわてて外国米を輸入して対応しましたが、特にタイ米は評判が悪く大騒ぎをした「平成の米騒動」を書いた覚えがあります。又そのころ平成10年の長野オリンピックの開催が決まっており長野市は道路整備、会場作りに大変活気が

あったのを思い出しました。現在はアベノミクスのおかげで景気も少し上向いてきていますが4月から消費税が上がり、この91号が発行される頃はどうなっているか心配です。

この2年間担当役員さん、各支部広報委員の皆さん、事務局員さんと「ながの宅建」6回、会員又各支部からも原稿等をいただき、皆さんに少しでも役に立ち楽しんで見て頂ける様、編集、発行してきました。御協力を頂き大変ありがとうございました。(広報啓発委員 Y.H)